

特67

315

神理教由來記

014294-000-6

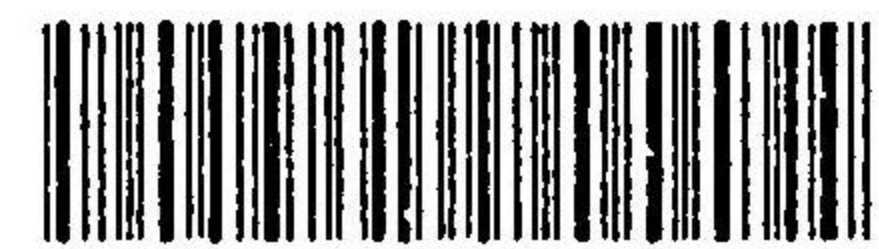
特67-315

神理教由來記

佐野 経彦 / 著

M27

ABB-0636



神理教由來記

謹て本教の起由を尋ぬるに天照大神の御孫饒速日命

よして祭る處の天在諸神と申し奉るは我天皇の大御

の別天神と七代の神にして所謂月日星の尊靈あり此十七柱の天神の宇宙万物を

のみの母の胎内に

守護神にあり

出るまゝの玉

素と腹裏

でも明ふまゝし玉ふ神にして神に神たる大元の尊神にして他教の神とすべて

皆此神の子孫の地祇によせば從神よましける又配祀る天照大神武速素盞鳴

神武甕祖神布津主神受持神大年神大國主神少彦名神又別殿に齋奉る彦



山大神饒速日神巫部代々靈神野見宿禰命織仁命桃青神をも表名し天神
地祇を奉祀ひるこみと夫々の御功德により巫部代々の人たちの御縁の深き神な
るより祭添たるにて上々天皇の代々の御祖下の上中下の産須根神あれば國家
の安寧と子孫の繁榮を護り玉ふなり

抑此大御教の饒速日命より傳たるは天在諸神の大御心により伊佐那岐命伊佐
那美命の二柱大地を天降り玉ひ五色人種の祖神を生み地球を分ち給ひ天照大神
に諸の神事を授け玉ひて大日靈貴と稱へ天上の事を任せ玉ひたる
茲に其天照大神の大御孫饒速日命をして天孫の爲み御祭の神事を司とらせり

とて天璽十種瑞寶を始め諸の神術を授けて天降し玉ひけれと河内國河
上 哮 峰 に天降り玉ふ後大和國鳥見の白庭山に遷り給ひて代々住たまひける
其裔孫長髓彦の妹御炊屋姫を妃として皇子宇麻志麻知命を生たまふ此御子は神
武天皇大和國に入玉ひし時より足尼とあり後申食國政大夫とあり忌部卜部

を率て大神を齋祀奉り神事を司りたまひ活目色五十吳桃の女子師長姫を妃とし
て味饒田命彦湯支命を産たまひ御弟彦湯支命に神事を授け給ふ四代孫伊香我
色雄命とよ々神に通し開化天皇の大臣とあり崇神天皇御宇天璽瑞寶を同 共
藏石上 大神と號奉り猶天津言靈を明し世の人の吉凶禍福のさたる由縁を論
し物述へ明し玉ふ此孫騰昨宿禰より物部を姓とせ其子物部の五十言宿禰五十音
の言靈を明にしよく神と通ひ神術を知り給ひ眞知形によまて神字神畫の起をさ
とし給ひたまふより之を眞知形知乃宿禰とも申ける此孫物部以美伎の履仲天皇御
宇諸國に疫病とやる天皇詔して弓矢を賜ひければ以美伎諸國をめぐり天在諸
神を祀らせ神事をなひ病 忽やむ時の人神人と云ふやかて豊前國規矩川上に
是今の徳神籬を樹て天在諸神を齋り弓を以て琴代之祭儀仕へ奉り始めて基
礎を定む玉孫物部八十楯の子に兄奇弟奇といふ二人あり皆よく神に通ふ此時雄
略天皇御體常あらせ給ひざりければ物部眞棕連に詔して豊國に遣し物部兄奇を

大殿の内に召し給ひ神術を行はせ玉ふに御病愈癒させければ天皇大によろこばせ玉ひ眞掠連を巫部の大連となし物部兄奇に巫部の姓を給ひたる是豊國巫部の始にして（今豊前國規矩郡の内育谷の眞掠谷の訛）姓氏録に云豊國奇巫是なり其子三人姉を奇御子と云ひ兄を大奇弟を小奇と云ふ（是御門の巫又諸）大奇宿禰物部眞掠連公の孫阿佐媛を妻とし奇トを生む其子伊智宿禰は家をつぎ妹伊智女は鷹羽の巫とあり彦大神を祭る此伊智の宿禰の孫巫部大掠は物部守屋大連に従ひ審神法退却の六とに力を尽す後跡を知らせ其子大栢家をつぐ其九代孫巫部連磨傳書を書改め子孫につたゆ其玄孫雄磨早朝神主とあり元慶二年二月傳書を改めうつり弟二王磨の廣峰神を長尾岡に遷ひ玄孫春日磨の天應三年疫病まづめのため天疫神十三社を祭り孫眞龍磨の貞元二年勅によりて妖魔退治の祈禱を奉り大元祭を行ひ大行事社七ツ森等豊前豊後筑前筑後其遺跡多し七世孫三郎清名其子太郎丸盛名次郎鏡名三郎廣名の各城を築り安徳天皇を長野に迎へ幸

らむとす事成ならびして兄弟三人御軍に隨ひ檀浦に戦死し其五代孫太郎大夫高光は弘安四年太宰帥の命により川上の峰に壇場を構へ神主とありて異賊退治の祈禱となし異賊の遺品の鏡を賜る此五世孫右京介重興は應永廿年天在諸神祠を再建す諸侯の内大友杉毛利等の信仰ありて近國に聞へ參詣人最熾なり其八代孫左京常重は小倉城主森常岐守勝重縁故有て大坂城に籠城したるに其弟左馬重足巫部家をつたたるを細川越中守小倉城に入て後しばしば參詣あり眼病の平癒を祈らせけるに其驗いちあるくありたるにより種々物を寄附し御信仰淺からず此時巫部は大坂籠城の一人あるによりさばりあてて佐野家に縁故あるを以て佐野と改むべしとて姓を改め其後小笠原右近將監小倉城お遷り玉ひま時も猶以前の如く祭えたりに慶安の頃契支丹宗禁制の事に付き淫祠の疑を以て廢祠とせ相傳の寶物とも悉く沒收せられしも幸ふとて傳書等存在せまに不思議の神慮といふべきや後に至り神寶の悉く返させ玉ふ其十一代

の孫佐野右七経勝の代に至り巫部の教系を再興せん事を企てても徳川氏の掟ありて事ならず子孫此業を繼ぐた遺言をす然るに明治の御代とありては大教宣布の詔を煥發せられ宣教使を置きまた教導職を設けらるゝ等淳々信仰自由の大澤に浴するに至りければ遂に明治十三年教會開設を上願せしに其年七月十九日内務卿松方正義氏の名を以て本教神理教會を許可せられ神道事務局の下ありて故神道總裁一品有栖川頼仁親王殿下の御旨を奉し教書を畏くも 天皇陛下に奉り朝暮天朝安穩國家安全の祈禱を修し若し人として病苦災難のあらむ時尤心を正しくし行を直くし博愛仁慈の精神を以て 天在 諸神を信せば病災忽消滅することを論じ破邪顯正の教理により妖教惡魔を降伏し學會を開き門下を集めける然に星移り年變りて明治十七年に至り大政官第十九號の布達ありて教派を別られければ其年十一月に神道本局を組織し之に屬し直轄教會と成たるも故ありて同廿一年十一月神道御嶽教の附屬一等直轄とになりたり然れど

も教義異なるの故を以て同廿五年五月内務大臣副島種臣伯に獨立せん事を出願せしに松方河野井上の三大臣を経て漸く同廿七年十月十九日内務大臣野村靖子の名を以て公認を與へられたり實に創業以來幾多の艱難と數多の障害を排斥し終始一貫方針を誤るゝとなく遂に宇内無敵の神理教の公稱を得たり自今以後一教獨立の旌旗と 翻て宇内を雄飛し俗士の神道を滅し妖教惡魔を挫屈て天皇の大みいつ大敬的國の一大光輝を發揚すへ好機に接し 因に云ふ大根地妙靈天理金神ふとへる類ひ許多世お變るは悉く此巫部の神傳に出ざるはふし此天在諸神を齋き奉るものハ惟神傳り來し巫部神理教の外にあることなり此神理を守り一向專念此神を祈り此神に願をのけせば病苦災害をのがるのみり成さむとして成ざるまどあく願ひとして叶はるることとあらす

明治二十七年十二月十八日印刷

明治二十七年十二月二十日出版御届

福岡縣豊前國企救那東紫村大字徳力三百五十七番地平民

著者 神理教管長 佐野 經彦

福岡縣豊前國企救那東紫村大字徳力三百五十七番地

發行所 神理教本院

福岡縣豊前國企救那小倉町大字船頭町七十四番地

印刷者 津川松太郎

